## アスク西新井保育園

# 重要事項説明書



社会福祉法人 アスクこども育成会

2024 年度版

### 1. 事業者

- 事 業 者 社会福祉法人アスクこども育成会
- 所 在 地 名古屋市北区東味鋺三丁目 101 番地 1
- 法人種別 社会福祉法人
- 代表者 理事長 山口 洋
- 電話番号 052-909-5711



### 2. 事業目的および運営理念

### ● 事業目的 ●

児童福祉法等の諸規則及び子ども関する条例等の理念にのっとり、乳幼児に必要な保育サービスを提供致します。

### ● 運営理念 ●

社会福祉法人アスクこども育成会では以下4つの柱を運営理念とし、より質の高い保育所運営を目指しています。

### 【社会福祉法人アスクこども育成会運営理念 】

- ① セーフティ(安全)&セキュリティ(安心)を第一に 当法人ではお子様をお預かりするにあたり、室内設備はもちろん、健康管理や衛生 管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。
- ② お子様が一日を楽しく過ごし、想い出に残る保育を 保育所は幼稚園などと異なり、お子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日中楽しく過ごせるよう様々な保育プログラムをご用意し、卒園後も心に残る想い出がたくさん作れるような保育を目指します。
- ③ 本当に求められる施設であること

子どもを持つこと、育てることは保護者の皆さまにとってかけがえのない素晴らしい時間です。すくすくと育つ子どもたちの愛くるしい姿は、何物にも変えがたい宝物でありますが、子育ては一言では言い表せないほど大変なエネルギーが必要です。当法人は、そんな保護者の皆さまからの声に耳を傾け、保護者の皆さまが本当に必要とされるサービスやプログラムを提供しています。そしてお子さまと保護者の皆さまがいつまでも明るく笑顔で、毎日過ごせるお手伝いをさせていただきたいと考えています。

### ④ 職員が楽しく働けること

当法人では職員が楽しく働くことをモットーにしています。職員自身が楽しく仕事をしてこそ、心から自然とお子様と保護者に接することができ、「保育の質の向上」につながると考えています。今後も職員が健康で楽しめる環境づくりを積極的に取り組んでいきます。

### ●保育理念●

子どもは、遊びを通して成長していきます。友達との集団的な遊びのなかで、一緒に活動する楽しさを知り、我慢しなければいけないことを学びます。こうした取り組みを大事にします。

### ☆自ら伸びようとする力

子どもたちが自ら成長のきっかけをつかみ、ひとつひとつの「できる喜び」を実感することで、「生きる力」を獲得することを目指します。

### ☆後伸びする力

早期英才教育のような目先の結果や成長を期待したり、子どもたちに要求したりするのではなく、個々の特性を重んじ、長期的な視点からの保育を行います。

### ☆五感で感じる保育

四季や自然の力を体感させ、視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚に訴える保育の充実を目指します。また、異年齢・異文化とのふれあいも、日々の保育に積極的に取り入れます。

### 3. 保育所の概要

●住 所● 〒123-0841

足立区西新井4丁目18番7号

●開所日● 平成30年4月1日

●電 話● 03-5647-8227

**●FAX●** 03-5647-8277

●対象年齢● 生後57日~就学前児童

●入所定員● 70人

定員計	〇歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5歳児
70名	6名	10名	11名	14名	14名	15名

### ●施設長● 星 美佐

#### ●保育事業内容●

#### 産休明け保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ(生後57日目)からの保育を実施します。

### 発達支援保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに統合保育することにより、発達支援児の成長・発達の促進を図り、発達支援児に対する理解を深めます。

### 延長保育

保育士が寄り添い、ゆったりと過ごすことができるようにメンタル面での配慮を中心と した保育を実施します。(申込み・利用料が必要です)

### 年末保育

年末の12/29、12/30 (日曜・祝日除く) については、通常の開園時間と変わりなく

保育を実施いたします。(事前に申し込み・利用料が必要です。)

### たまごの日(園庭開放)

未就園児とその保護者を対象に、ふれあい遊び等実施します。

### 乳児すこやか相談

地域の乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する悩み等の相談を受け付け、心配事などの解消に努めます。

### ●主な保育プログラム●

クッキング保育、リトミック、体操クラス、English Play Time (英語あそび) など ※上記は、主に幼児クラスでの実施となります。また、リトミック、体操、英語は、初年度については、幼児の入所人数や様子をみて順次導入していく予定です。

### 4. 開園日 • 開園時間

### ●開園日●

開園時間	月~土	07時00分~20時30分
基本保育時間	月~土	07時30分~18時30分
延長保育時間	月~土	07時00分~07時30分
		18時30分~20時30分

※ 当日急遽欠席もしくは遅刻する場合は必ず9:00までにご連絡ください。また、お迎えが遅れる場合・変更になる場合も必ず連絡の上、必ず開園時間内に来て頂くようご協力の程お願い致します。

※特別延長保育時間 7:00から7:30、19:30から20:30は、申込み利用者がいない場合は、 園は開いてないこともございますので、 あらかじめご了承ください。

#### ●閉園日●

日曜·祝日、年末年始(12月31日~1月3日)

### 5. 職員体制

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、児童数に応じた職員数を配置します。なお、開所時間には、必ず2名以上の保育従事職員を配置し、保育にあたります。

職種	員数	職務の内容
<b>園長</b>	1	所管の事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する
主任保育士	1	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する
保育士	13	本事業所における乳児及び幼児の保育を行い、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う

看護師	1	本事業所における児童の健康状態を定期的に把握し 健康指導を行う
栄養士・調理員	4	アレルギー児への対応・調理業務を行う
嘱託医 (非常勤)	2	児童の健康状態を定期的に行い、健康指導を行う

<sup>※</sup>その他、必要に応じて職員を配置します。

職 種	勤務体制	備考
保育士	早番 7:00 ~ 16:00 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 11:30 ~ 20:30	*左記は勤務体制の一部です。ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なりますので、あらかじめご了承ください。

<sup>※</sup> 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### 6. 入園申込及び保育料

入園のお問合せは、「足立区教育委員会事務局子ども家庭部子ども施設入園課」までお願い します。

保育料金については足立区が定めた額となります。

延長保育を利用の場合は、次の表に記載の延長保育料がかかります。(別途延長保育申請が必要です)。

### ①延長保育料

### 【標準時間認定児童】

月極延長保育	世帯区分	利用料		
		O歳児	1歳即止	夕食/1回
7:00~7:30	A、B 階層	900円	600円	500円
	C、D 階層	3500円	2500円	
18:30~19:30	A、B 階層	1500円	1000円	
(1時間)	C、D 階層	6000円	4000円	
18:30~20:30	A、B 階層	3500円	2500円	
(2時間)	C、D 階層	15000円	10000円	

<sup>※</sup>補食代を含む。

### 【保育短時間認定の児童について】

7:30~8:30 または16:30~18:30 (若しくは両方)	日額 500 円
上記時間帯を超過した通常の延長保育時間帯	一時延長保育の利用料

<sup>※※1</sup>時間月極延長保育の世帯がそれを超過した場合は、一時延長保育の利用料に準じる。

### 【一時延長保育】

一時延長保育(ス	世帯区分	利用料(30分利用の料金)		夕食/1回
ポット利用)		O歳児	1歳即止	500円
7:00~7:30	全世帯	600円	400円	
18:30~19:30		500円	400円	
19:30~20:30		900円	600円	

当法人では、お子さんごとのセキュリティカードによる打刻データにより登降園を管理しております。 お申し込みがなくとも、打刻によってはスポット利用となってしまう場合がございますので、お時間を必ずお守りください。(打刻の場所に時計が置いてあります。)

#### ②年末保育

年末の12/29、12/30(日曜・祝日除く)については、通常の開園時間と変わりなく保育を実施いたします。ご利用には、**事前申込みと利用料が必要です。** 

年末保育	世帯区分	利用料(1日) 給食含む
7:30~18:30	全世帯	3000円

上記時間以外のご利用につきましては、スポット料金と同一とする。

入園が決定した場合、書類を提出していただきます。

- 1) 家庭調査書
- ② 健康診断書
- ③ 健康保険証コピー
- 4 乳幼児医療証コピー
- ⑤ 食物アレルギー調査票
- ⑥ 緊急時引渡票
- (7) 写真(お迎えに来られる方全員の顔写真、できればお子様と一緒の写真)
- 8 重要事項説明に関する確認書
- 9 保育時間確認同意書
- 10 勤務証明書

#### 必要な方

- ① 月極延長保育申込書
- (12) 土曜保育申込書

食物アレルギーのある方

(3) 指示書(病院が記入するもの)

### ◇ 次の場合は、必ず届出をしてください。

- (1) 住所又は家族構成に変更が生じた場合
- (2) 保護者への連絡場所・職場を変更された場合
- (3) 家族の方に感染症が発生した場合
- (4) 年度の中途において、保護者がお勤めや内職等をやめられ、家庭で保育ができる場合



### は、入園承諾を取り消し退園していただくこともありますので、予めご了承ください。

(5) 退園される場合は、保育園長に「退園届」を提出してください。

### 7. 一日の流れ(例)

### 08:30 登園

「おはようございます!」の元気な朝のあいさつで1日がスタート。 お子様の健康状態を確認し、乳児・幼児クラスに分かれて自由遊び(合同保育)。



### 09:00 朝の会(幼児)・朝おやつ(未満児)

毎月、季節にあわせた朝の歌を覚えて皆で元気よく歌います。



### 09:30 午前のカリキュラム

園庭遊び、お散歩、製作・行事など、楽しい時間を過ごします。



### 11:30 お昼ごはん

栄養士が作成した栄養満点の献立でおいしく楽しくいただきます。 年齢に応じて食後の歯みがきをします。



### 12:30 お昼寝(0~3歳児)

お子様それぞれの習慣を把握し、上手に休息がとれるよう睡眠を促します。また、幼児は徐々にお昼寝の時間を短縮しながら就学準備をします。



### 15:00 おやつ

子どもたちが毎日楽しみにしているおやつの時間です。自分たちでクッキングしたおやつを食べることも。



### 16:00 午後のカリキュラム

製作・歌・行事の練習など、お友だちと仲良く遊びます。



### 随時 降園

今日の様子などを保護者と話しながら子どもたちは帰途につきます。また明日ね!



### 17:30 自由遊び

乳児・幼児クラスに分かれて自由遊び(合同保育)を楽しみます。



### 18:30 延長保育(延長なければ閉園)

自由遊び(合同保育)を楽しみます。



補食・夕食を提供いたします。(事前申し込みが必要です)

### 20:30 閉 園

### 8. 持ち物・洗濯物

当法人では、保護者のご負担を減らすお手伝いをすべく、寝具等は園でクリーニングし、使用済み紙オムツも園で処分致します。

### ア、入園時にご用意頂き、園に常備するもの

### 紙おむつや下着・上着は、使用した分を、次の日の朝に補充してください。

### (※すべてに名前を大きく記入して下さい)

### 【乳児(〇歳~2歳程度)】

持ち物		数量	備考
1	紙おむつ	6枚	一枚ずつ記名し、お持ちください。 量についてはご相談ください。
2	おしりふき	1~2個	袋に記名
3	よだれかけ	必要分	
4	帽子	1個	O 歳児のみ。週末持ち帰ります。

### 【幼児(2歳以上)】

持ち物	数量	備考
① トレーニングパンツ	必要分	
② パンツ	必要分	

### 【乳児・幼児とも】

	持ち物	数量	備考
1	下着(シャツ・パンツ)	3枚	伸縮性があり、汚れても構わないもの。
2	ズボン	3枚	ゴム入りのものなど子どもが扱いやす
3	上着(T シャツ等)	3枚	コムへりのものなと子ともが級がも9     い物にして下さい。※フード付きは不可
4	靴下	1足	
			お昼寝用、敷きカバーは四角にゴムが
5	バスタオル、タオルケット	各1枚	ついているもの。
			週末に持ち帰り、洗濯してください。
6	歯ブラシ(3歳児以上)	1本	年齢に応じ使用します
7	汚れ物入れ用ビニール袋	2枚	汚れた衣類を入れるビニール袋

### ※その他必要なものは、都度園だよりや掲示等でお知らせします。

### イ、園で用意するもの

- ① 寝具一式(敷布団、シーツ)
- ② 食事用エプロン・口拭き
- ③ 哺乳瓶・粉ミルク(〇歳児のみ・ご自身で指定メーカー等ありましたらご持参ください)
- ④ 連絡ノート(0.1.2 歳児のみ)
- ⑤ シール帳(幼児のみ)

### ウ、洗濯について

### 【持ち帰って洗濯していただくもの】

(1) バスタオル (週1回持ち帰って洗濯してください)

② 衣類 (適宜清潔なものと交換して下さい)

- ③ よだれかけ (0.1.2 歳児のみ、適宜清潔なものと交換して下さい)
- ④ 園用貸し出し帽子 (週1回持ち帰って洗濯してください)

### 【園で洗濯するもの】

- ⑤ 食事エプロン
- ⑥ 手拭き・口拭きタオル
- ⑦ 寝具類 (敷布団・敷布団カバー)

### 9. 給食・おやつ

当法人では次の3つの目標を設定して給食の提供を行っています。

- ① 好き嫌いをなくす・・・「嫌いだから食べない」ではなく、仲間ととにより、「食べてみる」から「食べることができた」への感動を持たすことを目指します。
- ② 食事のマナー・・・「いただきます」「ごちそうさま」やお箸の持ち方など、基本的なマナーを身に付けます。
- ③ 「食」への興味・・・楽しいながらも落ち着いた雰囲気の中で食事をとることで、自然な形で子どもたちの「食」への興味を促します。

#### 1. 給食・おやつの提供

当園では、給食・おやつを毎日手作りで提供しています。離乳食(中期食から)は、お子様の年齢に応じ提供しています。全年齢児とも完全給食ですので、お食事に関しご用意頂くものは特にありません。

### 2. 献立

栄養士が作成した栄養バランスを十分に考慮した彩り豊かな献立をもとに、新鮮で安全な 食材を使用し調理を行います。献立表および当日の食事サンプルを園に掲示・展示し、保護 者の皆様にご覧頂きます。

また、ひなまつりやクリスマスなどの行事時は特別メニューをご用意し、お子さまが食事を楽しめるよう工夫しています。

### 3. ミルクについて

園指定のメーカー(森永乳業の『はぐくみ』)以外の特定銘柄や冷凍母乳を希望される方は、 個別に対応致しますのでご相談下さい。

### 4. アレルギー等への対応

食材アレルギー等で食べられないものがあれば、入園時に栄養士がご相談にのり、代替・除去などの対応をとります。また、入園後も食事相談やアレルギーに関する個別相談を致します。

### 5. 未食の対応はいたしません

お子様の未食食材については、園では提供しません。初めての食材につきましては、必ず、ご家庭で数回食べていただくようお願いいたします。(未食食材については、入園前説明会にて栄養士の面談でお聞きします。)

### 10. 集金させていただくもの

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
----	-----------------	----



副食費 3歳以上児(2号認定 子ども)にかかる	本園は3歳以上児に対し、副食(主食以外)の 提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	足立区居住児童は 無償
たれつきカラー帽子	対象:1歳以上 <b>紛失した場合のみ(※1</b> )	1,004円
乳児連絡ノート	対象: 乳児のみ <b>紛失した場合のみ(※1)</b>	185円/冊
幼児連絡ノート (シール帳)	対象:3歳以上 <b>紛失した場合のみ(※1)</b>	226円/冊
スモック	対象: 2歳児以上かつ <b>希望者のみ</b> お絵かき等で使用するため	1,574円
お道具箱セット	対象:3歳以上 <b>希望者のみ</b> 個人使用、管理のものであるため (お道具箱 のり、はさみ ねんど、ねんどヘラセット、色鉛筆)	162円~2,406円

その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、当園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの、また、遠足など行事の際の実費など、掲示板などで周知の上、別途徴収するものとする。

- ※1 利用者起因による紛失の場合のみとする。
- ※2 3歳児以上の副食費や延長料はコドモン登録口座より引き落としとする。

### 副食費について(対象3~5歳クラス)

- ・足立区に居住する児童の副食費(4500円)は足立区から補助があるため無料です。
- ・足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。 (居住自治体から補助がある場合、無料または減額します)

### 11. 日々の健康管理について

### ア、入所時健康診断について

入所決定された方は、2月中旬から2月下旬に実施予定です。

年度途中入所の方は医療機関にて健康診断を受け、診断書を提出してください。

### イ、定期検診について

内科健診	年2回	歯科健診	年1回
尿検査	年1回		

- ※〇歳児のみ、内科健診を月に1回実施
- ※尿検査については、3歳児以上のみの対象となります

### ウ、身体測定について

発育の測定は1ヵ月に1回行っています。測定内容はコドモンに配信していますので、 ご確認いただけたら確認票にサインをお願いします。

### 工、登園時

毎朝、登園時に職員にお子様の健康状態をお伝え下さい(食欲、体温、便の状態など)。いつもと様子が違う場合には必ずお知らせください。

また、乳児(O、1、2歳児)は、登園後すぐに検温します。37.5℃以上の場合は、その日の保育はできませんのであらかじめご了承ください。(事前に病児保育等の登録をしておくことをお勧めいたします。)

### オ、午睡について

窒息死や乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止のため、O、1、2歳児は全員あおむけ寝とし、寝かしつけの際も、うつ伏せ・横向けを厳禁としています。また、実際に触れながら、O歳児は5分、1、2歳児は10分ごとに、子どもの顔色・呼吸の状態を確認し、記録します。

### カ、投薬について

基本的に園での投薬はいたしません。医師の処方薬についても、なるべく、一日2回の 処方を医師にご相談ください。ただし、どうしても3回処方になってしまうお薬について は、医師による処方箋の薬について当日分のみお預かりし、投薬をいたします。薬は1回 分を袋や容器に入れ、必ず名前と投薬時間を書いて下さい。

### 薬は●『与薬指示書』

●『予約依頼書』(1回毎に記入) と一緒に看護師もしくは職員にお渡し下さい。 (また、ダイアップなどの坐薬など一部処方薬については要件を満たす場合(※)のみ、 お預かりいたします。)

(※「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」を 参照)

**気管支拡張剤テープ**を貼って登園する際は、剥がれてしまった場合に誤嚥の原因にもなりますので、以下のような対応をさせていただきますのでご協力ください。

- ●テープに必ず記名してから貼ってきてください。
- ●『気管支拡張剤のテープ 確認票』を記入し、テープの位置を保育士、看護師にお知らせください。テープがはがれた場合は再度貼ることはできませんのでご了承ください。

#### キ. 保育中の発病について

保育中に、発熱(原則37.5°C以上)・嘔吐・激しい下痢・顔色が優れない・元気がない等お子様の具合が悪くなった場合は保護者に連絡し、至急お迎えをお願いする場合もありますのでご協力の程よろしくお願いします。

### ク. 緊急時の対応

保育中に容体の変化等があった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医・近隣の病院・かかりつけ医などに連絡をとるなど必要な措置を講じます。 なお、保護者と連絡がとれない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が然るべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

### ケ. 園でけがをした場合

保育園では、お子様の安全を第一に外遊びや園での保育を心がけていますが、元気なこどもたちは、さまざまな動きがあり、けがの予測がつかない時もあります。万が一、けがをし

た場合、傷の状態によっては、保護者の方に連絡をし、あるいは連絡なしに、医師の受診をすることがあります。

### 12. 園加入の保険

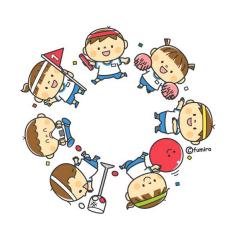
① 園児傷害補償保険(三井住友海上火災保険株式会社)

死亡・後遺障害の場合2,000 千円/人入院の場合3,000 円/日通院の場合2,000 円/日

② 保育園賠償責任保険(東京海上日動火災保険株式会社)

対人 1名10億円まで/1事故10億円まで

対物 1事故10億円まで



### 13. 感染症について

園内で感染症が発症した場合、ただちに保護者の皆様にお知らせ致します。また、当園では、下記の感染症については、発症後に再登園する際に医師が発行した「登園許可書」が必要となりますのでご注意下さい。また、登園許可証が必要のない感染症も、必ず医師に登園可の判断をもらってください。

※下記記載の感染症以外を発症した場合も、医師の指示に必ず従ってください。

*登園許可書(治癒証明書)が必要な感染症				
病名	潜機間(目安)	予防接種の有無	登園目安	
インフルエンザ	1~3∃	有(有料)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日経過するまで	
麻しん(はしか)	10~12∃	有(無料)MR	解熱後3日経過するまで	
風しん(みっかばしか)	14~21 🛭	有(無料)MR	発疹が消失するまで	
流行性耳下腺炎(おたふく)	14~24 ⊟	有(有料)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経	
河川江井下豚女(83/23/ヘ)			過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘(みずぼうそう)・帯状疱疹	11~21 ⊟	有 (有料)	すべての発疹が痂皮化するまで	
溶連菌感染症	1~3∃	無	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
四頭結膜熱(プール熱)	5~7∃	無	主症状がなくなり2日経過するまで	
流行性角結膜炎(はやりめ)	5~12∃	無	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎	1~2∃	無	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	3~8∃	無	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
\$ <del>11</del> 7	さまざま	有(無料)	<b>実師が感染の恐れがないと認めるまで</b>	
結核		BCG		
百日咳	7- 10 0	7~10 H	有(無料)	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性
	1/~10 <del> </del>	DPT	物質製剤による治療を終了するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		無	医師が感染の恐れがないと認めるまで	

### \*登園許可書は不要な感染症

ただし、症状がひどい場合には 登園を控えてください。登園は、全身状態がよいことを確認してください。必要時は受診して医師の指示に従ってください。

病名	登園目安
新型コロナ	発症した後5日を経過し、かつ軽快後1日経過するまで
ヘルパンギーナ	発熱がなく水分や普段の食事が摂れている事
手足□病	発熱がなく水分や普段の食事が摂れている事
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹が出た時には感染力はまとんどない。
RSウィルス感染症	熱もなく、ゼーゼーしていなくて、咳もひどくないこと。
	水分やミルク(食事)が摂れていること。
ウィルス性胃腸炎	発熱、嘔吐がなく、下痢の回数がへってきている。
(ロタ、アデノ、ノロウィルスなど)	水分やミルク(食事)が摂れていること。
細菌性腸炎(サルモネラなど)	同上。医師の指示に従っての登園が望ましい。
マイコプラズマ肺炎	急性期を過ぎて、医師の許可がでたら。
伝染性膿痂疹(とびひ)	患部は必ず覆うこと。
伝染性軟属腫(水いぼ)	プールに入る時は露出しない。ビート板の共用をさける
頭しらみ	治癒暗認は、保護者と看護師または保育士で行なう。

### 14. 緊急時・災害対策について

### 1. 緊急時の対応

保育中に容体の変化等があった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医またはかかりつけ医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

なお、保護者と連絡がとれない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が然るべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

●嘱託医 医院名 うらべ整形外科・内科

嘱託医 院長 占部 武彦

住所 足立区谷在家 1 丁目 18-1

電話 03-3853-8258

●救急隊 管轄消防署名 西新井消防署

住所 足立区伊興2丁目5番11号

電話 09-3853-0119

●警察署 管轄警察署名 西新井警察署

住所 足立区西新井栄町1丁目16番1号

電話 03-3852-0110



火災や地震を想定した消防訓練(避難・消火・通報訓練)を毎月実施します。避難経路や 消火器の設置場所・使用方法についても、日頃から職員全員で周知・把握し、非常時に備え ます。また、防火管理者を設置し定期的に消防署等から指導を受けます。

#### 3. 非常災害時の対応

登園後に警報等が発令された場合は、安全のため出来るだけ早くお迎えに来て頂くようお願いします。

#### ●暴風警報発令時

本区域において当日午前6時現在発令されており、継続が予想される場合又は大雨・洪水 警報が発令され地域的に危険があると予測される場合は、登園を見合わせ、自宅待機となり ますのでご理解いただけるようお願い申し上げます。

- ※登園前に本区域に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間内に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上通常保育を開始します
- ※登園後、暴風圏内に入ったときは、保護者に連絡いたしますから、すみやかに迎えに来てください。
- ※給食の実施については、その都度、掲示又はご連絡いたします。
- ※暴風以外に大雨などにより災害が発生の恐れのある場合は、状況により連絡をいたしますから、お迎えなどすみやかに対応をお願します。

### 4. 非常災害時の避難場所

避難所(一時(いっとき)集合場所):高道西公園 広域避難場所 :フレール西新井中央公園一帯



### 15. 日々の情報提供について

### ◆家庭への情報提供

- 〇おたよりや掲示板の利用により園全体の様子やクラスごとの様子などをお知らせします。 ○ \*\*\* ○ \*
- ○給食見本を毎日、玄関等にその日の給食の見本を展示します。

Oアプリを活用します。当法人のホームページには、個人情報につながるものはアップしません。園をご利用される方に、その園の保護者専用アプリ(マイページサービス)を配信活用し、園への連絡、日々の様子、行事予定など、いつでも見ることができます。また、園でのお子様の写真も購入できます。

### ◆保護者との連携

- ①年度初め前後に、重要事項説明会を実施します。年度初めには、園の年間行事の説明、担 任の自己紹介やクラス運営の抱負等をお話しさせていただきます。
- ②個人面談:定期の個人懇談の他にも、ご要望に応じて随時面談を実施します。
- ③保育参観・給食試食会: 普段の園の様子、園での給食の様子を見ていただく機会を実施します。また、保護者の要望に応じて、いつでも園の様子を見学していただける体制をとっています。
- ④アンケートの実施: 行事ごとにアンケートを取り、回答をお知らせします。また、アンケートごとに園への要望等も伺い、より良い運営へ利用します。

### 16. アスク西新井保育園で保護者の皆様に必ず守っていただきたいこと

### ア、送迎について

必ず、事前にお知らせいただいている保護者等が直接園まで送迎してください。また、 駐車場はありません。車での送迎は禁止いたします。必ず、徒歩か自転車で送迎してくだ さい。

路上駐車が発覚した場合は、警察へ通報いたします。また、同乗者が車で待機していただくことも禁止します。ルールを必ず守ってください。ルール違反が発覚して困るのは、ご自身だけでなく、お子様や園をご利用になる方全員の迷惑となり、賠償の対象となります。

### イ、延長保育料等の納付について

区や園から請求された利用料等については、毎月請求します。必ず期日を守って納付してください。

- 1. 次の事由に該当した場合、当園では文書で保護者に通知することにより、延長保育ご利用契約を解除するとともに、保護者は当然に期限の利益を失い、直ちに残債務を返済しなければなりません。
- ① 保護者が4、5ページに定める延長保育料金の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて当該料金支払を催告しても支払がないとき
- ② 保護者が当園、当園職員又は他の利用者(保護者・乳幼児)に対し、社会通念を逸脱する行為を行ったとき

- ③ 当園が乳幼児の保育を安全に行えないと合理的根拠に基づき判断したとき
- ④ 保護者又は乳幼児が第三者に対し安全でない行為を行った場合、又は行う危険があると 当園が合理的根拠に基づき判断したとき
- ⑤ 当園と保護者との間の信頼関係の欠損が生じたとき
- ⑥ 他の債務について、支払不能または支払停止の状態となり、または破産、民事再生、会 社更生手続の申立を受け、もしくはこれらの申立をしたとき
- ⑦ 他の債務について、差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立を受け、もしくは公租 公課の滞納処分を受けたとき
- 2. 保護者は、期限の利益を失ったときは、当園に対し年6分の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 

園内の写真撮影、ビデオ(動画)撮影は、厳禁とさせていただきます。(行事については除外。)また、行事で撮影された写真等をSNS上にアップすることも厳禁とします。

### エ. お子様の爪のチェックについて

保育園では、基本的に爪を切ることはいたしません。何気ないしぐさで、自分の顔やお 友達を傷つけてしまう場合があります。毎日、お子様の爪(手・足)をチェックし、こま めに切ってください。

### オ、朝食について

保育園では、朝食の提供はありませんので、必ず、朝ごはんでエネルギー・水分補給を して、元気に登園させてください。

### 17. 保護者の皆様へのお願い

### ア. こどものけんかとけがについて

乳児期から幼児期は、言葉が出始める時期です。保育者がこどもたちの間に入って、おもちゃを使うためのルールを伝えたりしますが、自分の欲求をうまく伝えられなくて、ひっかき、かみつきが起きてします。

ひっかきやかみつきによる傷は、場合によっては、痛々しく感じてしまいますが、お友だちとのかかわり方を少しずつ学んでいる、成長の一つととらえ、双方を暖かく見守っていただきたいです。

園では、こども同士のけんかやひっかき、かみつきなどによるけがの場合、けがをしたお子さんの保護者の方には、状況説明をさせていただきますが、その際、けがをさせたお子さんの名前を伏せさせていただきます。 この時期は、やったり、やられたり、けんかの原因がはっきりしないことがほとんどで、次の日には何もなかったように仲直りしています。保護者同士のいさかいの原因になることも考えられます。 保育中のけがについては、あくまでも園の責任ですので、名前を伏せることについてのご理解をお願いいたします。

### イ、お子様をほめましょう

どのお子様も、保育園で頑張っています。ほんの少しでもいいので、「今日も頑張ったね」など、ほめてあげたり、抱きしめてあげたりしてください。

### ウ、その他

この重要事項説明書の記載事項および誓約事項を遵守してください。(受け入れ時間やお迎えの時間厳守等)

### 18. 児童票等の自己情報開示請求について



保育園では、お子様の日頃の成長の記録として『児童票』の作成と、卒園児が新しい環境にスムーズに移行できるよう、就学先へ提出する『保育所児童保育要録』の作成を行っております。原則、開示は行っておりませんが、保護者の方より自己情報開示請求があった場合は、個々に対応させていただきます。

### 19. 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施し、虐待等の疑いが発覚した場合、必要な対処を速やかに実施いたします。

### 20. 保育内容に関する相談・苦情など

- 保育所に苦情受付担当者(主任保育士)と解決責任者(園長)のほか、第三者委員も苦情を受け付けております。いつでも気軽に申し出てください。
- 保育所には、ご意見受付箱も設置しております。ご利用ください。

第三者委員 本井 美知子(法人監事 motoimitiko@gmail.com)

早矢仕 絹江 (民生委員 03-3897-8432)

中西 美優 (株保育サポート内 03-5989-0567)

その他、ご相談・苦情・ご意見等あればお気軽に下記までご連絡下さい。

本部事務局 0532-21-9161 e-mail: saiyo-toiawase@hoiku-kikaku.co.jp



### 個人情報保護に対する基本方針

### (プライバシーポリシー)

### 1. 基本方針

アスク西新井保育園は、当園が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、 自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報保護を図ることを宣言いたします。

### 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1)個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、 適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 3. 安全性確保の実践

- (1) 当園は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

### 4. 個人情報保護に関するお問い合せ窓口

当園が保有する個人情報についてのご質問やお問い合せ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

アスク西新井保育園

(電話) 03-5647-8227

または

本部 事務局

(電話) 0532-21-9161

### 社会福祉法人アスクこども育成会 アスク西新井保育園 御中

重要事項説明書の交付を受け、重要事項に	こついて説明を受けた上で内容にこ	ONで同意し、下
記誓約事項を遵守いたします。 (重要事項の説明日: 2024 年	月 日) 説明者:星美佐	
	誓約事項 P護者の影響に必ず空っていただ	きたいこと こつ
重要事項の「16. アスク西新井保育園で係っている。 一才の記載内容を、必ず守り、違反いたし		[a/cv (cc] /
		以上
	2024年	月 日
住 所 :		
<u>児童氏名</u> :		
保護者氏名:	ED	
<u>児童から見た続柄</u> :		